

なお、質疑者の要求答弁者は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件
児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出)

趣旨説明

厚生労働大臣 後藤 茂之君

提出者 岡本あき子君(立民)

質疑通告 時間 要求答弁者

山田 勝彦君(立民) 15分以内 厚労、野田国務(男女)、提出者

○山口委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長 まず最初に、日程第一及び第二につき、蘭浦財務金融委員長の報告がございす。採決は二回になります。一回目は日程第一で、れいわ新選組が反対でございす。二回目は日程第二で、全会一致でございす。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会法及び国会議員歳費法改正案を緊急上程いたします。山口議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、共産党が反対でございす。

次に、内閣提出に係る児童福祉法等改正案につきましまして後藤厚生労働大臣から、岡本あき子君外十二名提出に係る保育等従業者処遇改善等特措法案につきましまして岡本あき子さんから、順次趣旨の説明がございまして、質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございす。

議事日程 第十五号

令和四年四月十四日

午後一時開議

第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)
第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山口委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○山口委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、来る十九日火曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等の」を「国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行う」に改める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等の」を「国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行う」に、「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条第二項中「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改める。

第十一条中「第四条の二を除く。」を削り、「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条後段を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定によるこの法律の施行の日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。

理由

文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、日割計算による支給の導入について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項及び第二項中「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条第三項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。

(国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正)

2 国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程(平成二年六月二十日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条及び第十一条の二第三項」を「及び第二条に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「一般職の職員」の給与等に関する法律を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議員秘書が他の議院の国会議員の議員秘書となつたときは、当該議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当の当月分は、前に議員秘書となつていた国会議員の属する議院において支給する。